

名古屋市告示第 451 号

住居表示に伴う町の区域の設定及び変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、本市北区の別図第 1 の区域において、令和 7 年11月 1 日から、次のとおり町の区域の設定及び変更をすることとしたので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 9 月16日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 区域を設定する町の名称及びその区域

(1) 名称

やまだ ごちょう め
山田五丁目

(2) 区域

別図第 2 のとおり

2 区域を変更する町の名称及びその区域

(1) 名称

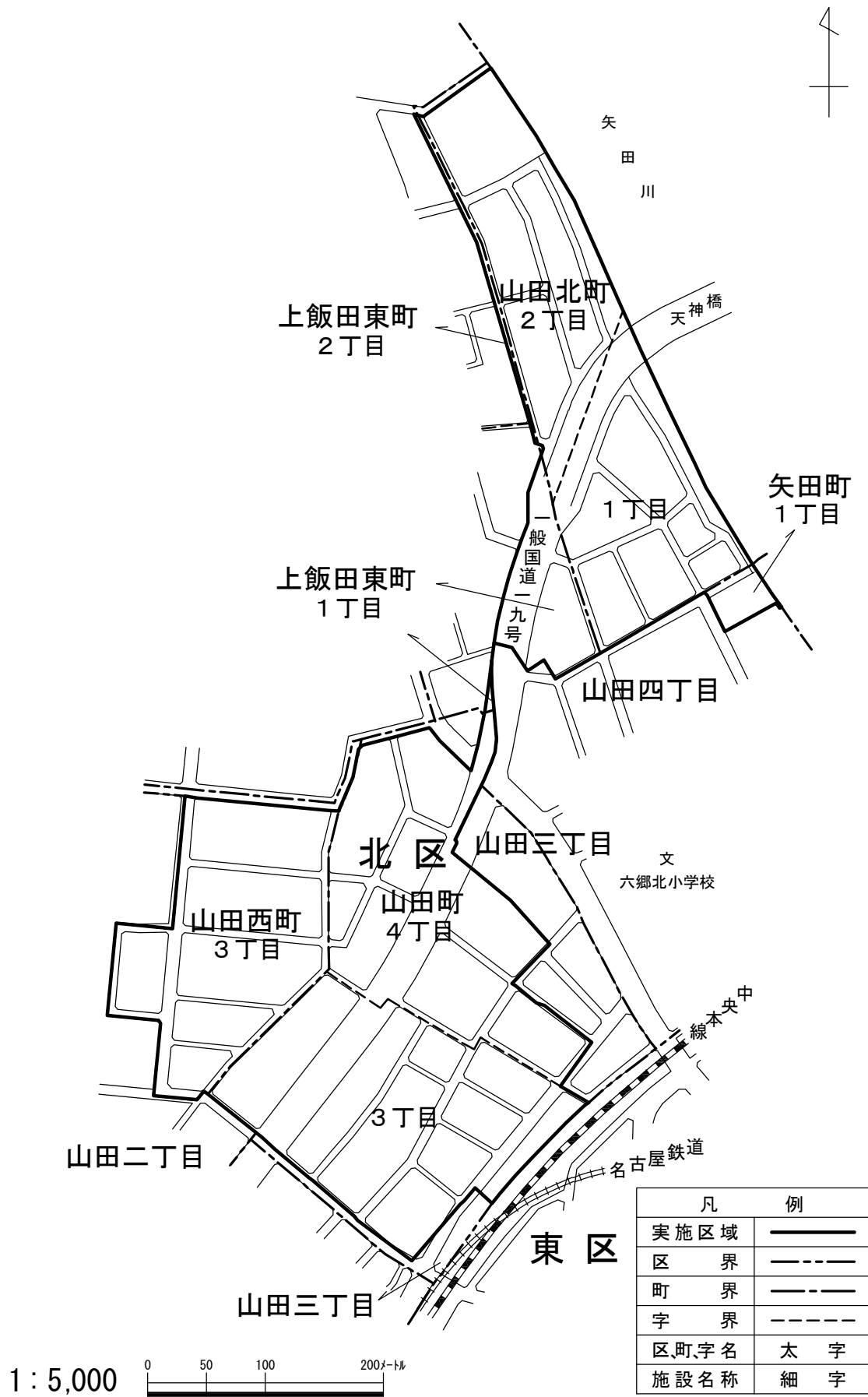
山田二丁目、山田三丁目及び山田四丁目

(2) 区域

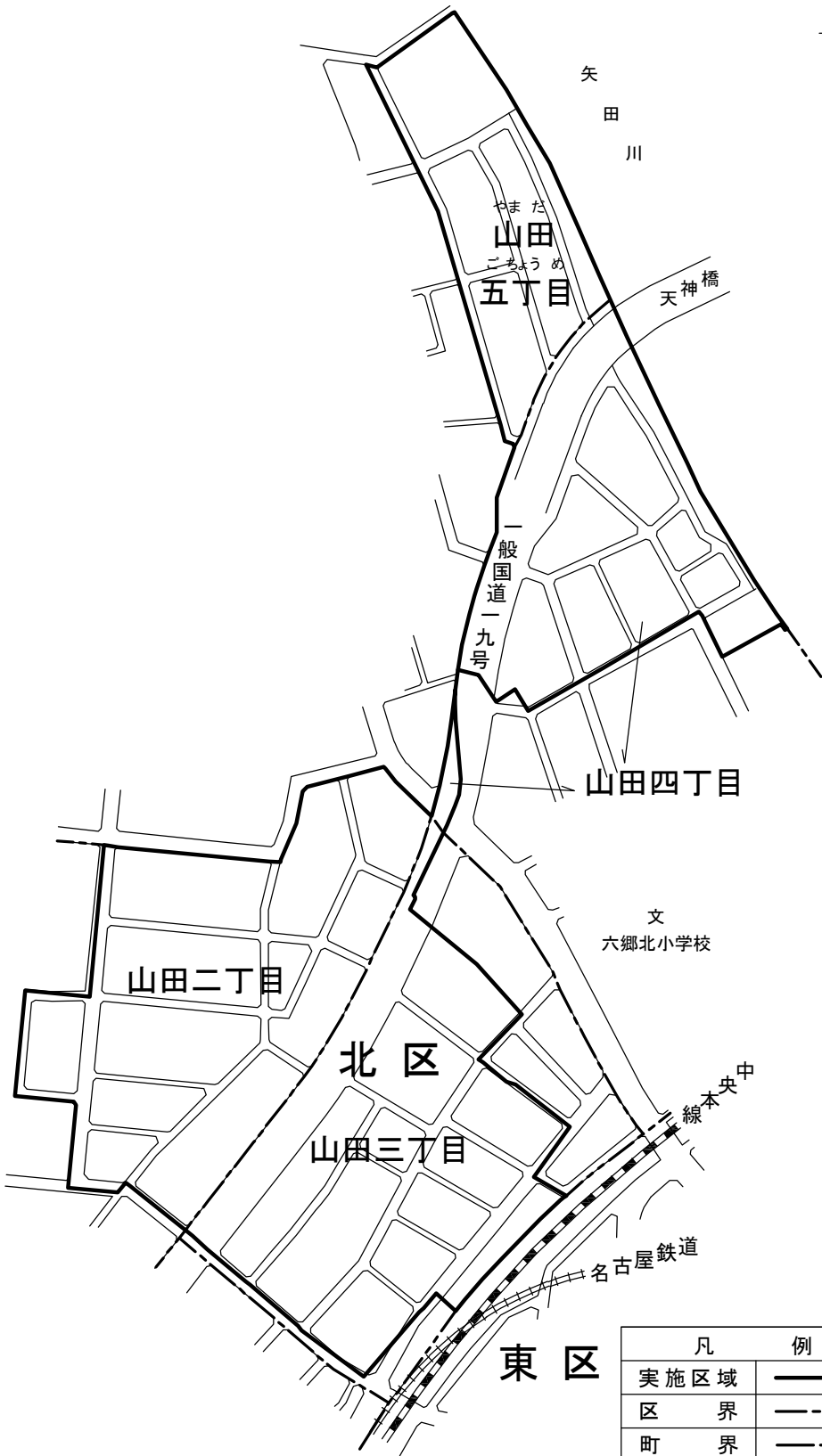
別図第 2 のとおり

名古屋市スポーツ市民局地域振興部住民課

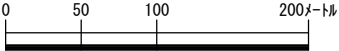
別図第1



別図第2



1 : 5,000



凡	例
実施区域	———
区界	— · — · —
町界	—— — —
区、町名	太字
施設名称	細字